

## 憲法を否定する安倍首相の国会発言の撤回を求める決議

集団的自衛権の行使について、安倍晋三首相は国会で、憲法を改定することなしに政府の憲法解釈を変更するだけで認めることが可能だとの見解を示した。これは、歴代自民党政府の基本見解さえ覆す重大答弁である。

歴代政府はこれまで一貫して、集団的自衛権の行使は憲法そのものを変えない限り不可能だとの立場をとってきた。

1983年2月22日の衆院予算委員会で、公明党議員の質問に対し、角田礼次郎内閣法制局長官は、「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない。したがって、そういう手段をとらない限りできない」と明言している。このとき、答弁に立った安倍晋太郎外相（安倍首相の実父）も、「法制局長官の述べたとおりだ」と認めている。

これまでの政府の立場からしても、時の政権の勝手な思惑で一方向的に憲法解釈を変え集団的自衛権の行使を認めるというのは、あってはならない。そのための憲法解釈変更は、「憲法を頂点とする法秩序」を破壊し、「国民の信頼を著しく損なう」ことを首相は肝に銘じるべきである。

憲法第99条は、国務大臣や国会議員は「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めている。自民党を含む歴代政権が「憲法上行使できない」としてきた集団的自衛権を、政府の憲法解釈を変えるだけで容認しようという策動は、憲法の平和原則を踏みにじるだけでなく、憲法や法律に基づいて政治を行う「法治主義」と「立憲主義」まで否定するものであり、絶対に認められない。

よって、本市議会は、憲法を否定する安倍首相の国会発言の撤回を強く求める。

上記、決議する。

平成26年3月28日

三 鷹 市 議 会